

独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日独信基(101)平成 15 年第 35 号 制定
最終改正 令和 8 年 3 月 31 日独信基 210 令和 7 年度第 212 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人農林漁業信用基金の職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類及び支払)

第 2 条 独立行政法人農林漁業信用基金就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項の規定により任命された職員の給与は、本俸及び諸手当とし、その構成は次のとおりとする。

本俸	
諸手当	扶養手当
	一般職職務手当
	専門職職務手当
	特別都市手当
	住居手当
	通勤手当
	時間外勤務手当
	管理職員特別勤務手当
	一般職期末手当
	専門職期末手当
	一般職勤勉手当
	専門職勤勉手当
	在宅勤務等手当

2 就業規則第 52 条の 2 の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給与の構成は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

本俸	
諸手当	特別都市手当
	住居手当
	通勤手当
	時間外勤務手当
	一般職期末手当
	一般職勤勉手当
	在宅勤務等手当

3 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金

で支払う。

(給与の端数計算)

第3条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して計算する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して計算する。

(本俸の決定)

第4条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき勤務成績、能力、業務経歴等を考慮して決定するものとする。

(本俸の月額)

第5条 職員の本俸の月額は、一般職月額表(別表第一)及び専門職月額表(別表第二)(以下「本俸月額表」という。)の定めるところによる。

- 2 一般職月額表は、専門職の職員以外の職員に適用する。
- 3 専門職月額表は、専門職の職員に適用する。
- 4 再雇用職員の本俸の月額は、一般職月額表(別表第一)の再雇用職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。
- 5 再雇用短時間勤務職員(就業規則第52条の2第1項に規定する再雇用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の本俸の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による本俸月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を常勤職員の通常の1週間当たりの勤務時間である37時間30分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

(初任給の基準)

第6条 新たに採用した職員の本俸は、学歴により次のとおりとする。ただし、学校卒業後1年以上を経過した者の初任本俸は、学歴のほか職歴、年齢及び経験を勘案する。

- (1) 大学を新たに卒業した者 5等級1号
- (2) 短期大学を新たに卒業した者 6等級3号
- (3) 高等学校を新たに卒業した者 6等級1号
- (4) 前3号以外の学校を卒業した者 理事長が定める等級号俸

- 2 新たに採用した職員の勤務成績を考査するための試用期間(6月)においては、前項の規定にかかわらず、その者につき暫定的に本俸を定めることができる。

(一般職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格)

第7条 一般職月額表の適用を受ける職員(以下「一般職職員」という。)の昇給は、別途理事長が定める日に、昇給日前の9月30日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に

規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（職務の等級が2等級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
- 6 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

（専門職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格）

第8条 専門職月額表の適用を受ける職員（以下「専門職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、昇給日前の9月30日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
- 6 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

（昇給の時期）

第8条の2 職員の昇給の時期は毎年1月1日とする。ただし、理事長が別に昇給の時期を指定した場合は、この限りではない。

（給与の支給日及び支給方法）

第9条 職員の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月1回、その月の16日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が休日（就業規則第24条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給又は昇格等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本俸的全額を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により本俸を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

6 第1項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、前月分の時間外勤務手当及び在宅勤務等手当とする。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業者その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。)とする。

(1) 配偶者

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族については支給しないこととし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(総括調整役及び1等級の職にある職員(以下「1等級職員等」という。)にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を別紙の扶養親族届により理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を

欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある1等級職員等が1等級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で1等級職員等以外のものが1等級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 扶養手当の支給方法については、第9条第1項の規定を準用する。

(一般職職務手当)

第12条 一般職職務手当は、次の各号の一に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を支給する。

(1) 総括調整役にある職員 110,000円

(2) 参事、部長及び室長にある職員 100,000円

(3) 次長にある職員 95,000円

(4) 課長にある職員 90,000円

(5) (削除)

(6) (削除)

(7) 課長補佐及び室長補佐にある職員（理事長が特に認めた職員に限る。） 30,000円

(8) 課長補佐及び室長補佐にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 25,000円

(9) 主任にある職員 5,000円

2 一般職職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

3 第18条の規定は、第1項第1号から第6号に規定する職員には適用しない。

4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を

除く。)

(専門職職務手当)

第13条 専門職職務手当は、次の各号の一に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を支給する。

- (1) 首席専門職にある職員 50,000円
- (2) 上席専門職にある職員 45,000円
- (3) 専門職にある職員 40,000円

2 専門職職員職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)

(特別都市手当)

第14条 特別都市手当は、東京都特別区に在勤する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額は、本俸、扶養手当及び一般職職務手当の月額又は専門職職務手当の月額の合計額に100分の14を乗じて得た額とする。

3 特別都市手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額

3 住居手当の支給については、第9条第1項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第16条 住居手当の支給は、職員に新たに前条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属

する月の前月)、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 前条及び前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の用具で理事長の定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ただし、第23条の2の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、再雇用職員又は独立行政法人農林漁業信用基金育児休業規程(以下「育児休業規程」という。)第13条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)のうち、支給単位期間における1箇月当たりの平均通勤回数が10回に満た

ない職員にあっては、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

なお、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする場合は、次に定める額に 5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの負担料金に相当する額を追加した額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ	使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員	4,200 円
ウ	使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員	7,300 円
エ	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,400 円
オ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	13,500 円
カ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	16,600 円
キ	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	19,700 円
ク	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	22,800 円
ケ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	25,900 円
コ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	29,100 円
サ	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	32,300 円
シ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	35,500 円
ス	使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である職員	38,700 円
セ	使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員	42,200 円
ソ	使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員	45,700 円
タ	使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員	49,200 円
チ	使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である職員	52,700 円
ツ	使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員	56,200 円
テ	使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満である職員	59,600 円
ト	使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員	63,000 円
ナ	使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員	66,400 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に掲げる額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が 150,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）等の適用を受けていた者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号。以下「給与特例法」という。）の適用を受けていた者、又は地方公務員であった者で、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）の要請に応じ引き続き職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を

含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が、通勤事情の改善に資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)の通勤手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)と、前項の規定による額の合計額が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円から同項の規定による額を差し引いた額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額と、同項の規定による額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円から同項の規定による額を差し引いた額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

- 第18条 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、再雇用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員が、休日以外の日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあつては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 休日において勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日において勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

- 第18条の2 第12条第3項の規定の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により休日に勤務することを命ぜられた場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する休日以外の日の午後10時から午前5時までの間の時間に勤務することを命ぜられた場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
 - 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円とする。
 - （2）前項に規定する場合 勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、100分の25を乗じて得た額とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第19条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額及び一般職職務手当又は専門職職務手当の月額並びに本俸の月額及び一般職職務手当又は専門職職務手当の月額に第14条第2項に定める率を乗じて得た額並びに在宅勤務等手当の月額の合計額を年間の月平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の年間の月平均所定労働時間数は、年間の暦日数から年間休日日数を減じたものに1日の所定労働時間数を乗じ、12で除したものである。

（一般職期末手当）

- 第20条 一般職期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日（これらの日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げた日。以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 一般職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあって

は、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額(この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び次長の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職期末手当基礎額」という。)に、別表第三に定める、総括調整役、参事、部長、室長、次長及び課長にある職員(以下「特定幹部職員」という。)、特定幹部職員以外の職員並びに再雇用職員ごとに国家公務員の例に準じて定める期末手当支給割合(以下「別表第三に定める期末支給割合」という。)を乗じて得た額に、別表第四に定める、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める期末手当支給期間割合(以下「別表第四に定める期末手当支給期間割合」という。)を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職期末手当基礎額とする。

(1) 特定幹部職員 100分の20

(2) 室長補佐及び課長補佐の職にある職員(理事長が特に認めた職員に限る。) 100分の15

(3) 室長補佐又は課長補佐の職にある職員(前号に掲げる職員を除く。) 100分の10

(4) 主任の職にある職員 100分の5

4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第2項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。

5 職員が基準日前1箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあっては、一般職期末手当は支給しない。

6 一般職期末手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職期末手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(専門職期末手当)

第21条 専門職期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 専門職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額(以下「専門職期末手当基礎額」という。)に、別表第三に定める期末手当支給割合を乗じて得た額に、別表第四に定める期末手当支給期間割合を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定

する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあつては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の専門職期末手当基礎額とする。

(1) 首席専門職及び上席専門職の職にある職員 100 分の 20

(2) 専門職の職にある職員 100 分の 15

4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第 2 項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。

5 職員が基準日前 1 箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあつては、専門職期末手当は支給しない。

6 専門職期末手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（一般職勤勉手当）

第 22 条 一般職勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 一般職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあつては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び次長の職にある職員にあつては本俸の月額に 100 分の 23 を乗じて得た額を加算した額、課長の職にある職員にあつては本俸の月額に 100 分の 14 を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「一般職勤勉手当期別支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「一般職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 第 20 条第 3 項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあつては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職勤勉手当基礎額とする。

4 第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定は、一般職勤勉手当の支給について準用する。

5 一般職勤勉手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職勤勉手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（専門職勤勉手当）

第 23 条 専門職勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1

箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 専門職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあつては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（以下「専門職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「専門職勤勉手当支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「専門職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 第21条第3項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあつては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の専門職勤勉手当基礎額とする。
- 4 第21条第4項及び第5項の規定は、専門職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 専門職勤勉手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（在宅勤務等手当）

第23条の2 就業規則第19条の2に基づき、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間及び勤務しないことにつき特に承認があった時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（欠勤者の給与）

第24条 職員が欠勤した場合には、次の各号により給与を支給する場合を除くほか、その欠勤日数を基礎として日割りによって計算した額を給与額から減じて支給する。

- (1) 年次休暇、特別休暇、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下次条において同じ。）による負傷若しくは疾病による病気休暇の場合は、全期間について給与の全額を支給する。
- (2) 前号に規定する以外の負傷又は疾病による病気休暇であつて医師の証明に基づく90日以内の期間については、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及び専門職期末手当並びに一般職勤勉手当及び専門職勤勉手当のそれぞれ全額を支給する。

（休職者の給与）

第25条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられた場合には、就業規則第48条の規定にかかわらず、その休職の全期

間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、満2年に達するまでは本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及び専門職期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の負傷又は疾病により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、満1年に達するまでは、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及び専門職期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本俸、扶養手当、特別都市手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が前各項に規定する理由以外の理由により休職を命ぜられた場合には、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及び専門職期末手当並びに一般職勤勉手当及び専門職勤勉手当のそれぞれ全部又は一部を支給することができる。

(育児休業者等の給与)

第26条 育児休業規程により育児休業又は育児短時間勤務若しくは育児時間を取得する職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業規程第2条第1項の規定に基づき育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第20条第1項及び第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間を含む。ただし、独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第1項第2号又は第4号若しくは同細則第3条第1項第2号又は第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を理事長が別に定めるところにより支給する。
 - (2) 育児短時間勤務職員の場合 その者の本俸に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。職務手当の支給についても同様とする。
 - (3) 育児休業規程第23条第1項の規定に基づき育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第12条第1項又は第13条第1項に該当する職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するにあたり、職務手当は算入しないものとする。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(自己啓発等休業者の給与)

第27条 独立行政法人農林漁業信用基金職員自己啓発等休業規程第3条第3項に規定する自己

啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（介護休暇者の給与）

第28条 就業規則第35条の規定に基づき介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第12条第1項又は第13条第1項に該当する職員にあつては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、職務手当は算入しないものとする。

- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号俸について必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（長期職場離脱日の給与）

第29条 就業規則第41条の2の規定に基づき、長期職場離脱を命ぜられた場合の職場離脱日の給与は、その給与の全額を支給する。

（自宅待機期間の給与）

第29条の2 就業規則第41条の3の規定に基づき、自宅待機を命ぜられた場合のその期間の給与は、その給与の全額を支給する。

（給与の減額）

第30条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の非常時払い）

第31条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常時の場合の費用に充てるため給与の支払いを請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し支払うことができる。

（施行細則）

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

別表第一 一般職月額表(第5条関係) 本俸月額表

		(単位:円)					
等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	
1	434,100	356,700	302,700	283,800	252,900	218,400	
2	436,500	359,300	304,600	284,700	253,600	220,400	
3	439,000	361,800	306,600	285,700	254,500	222,400	
4	441,700	364,200	308,300	286,800	255,200	224,200	
5	444,400	366,200	310,100	287,800	256,000	226,600	
6	447,100	368,900	311,800	288,700	256,600	229,000	
7	450,000	371,400	314,100	289,700	257,500	231,600	
8	452,000	373,900	315,900	290,700	258,400	233,600	
9	454,500	376,300	317,800	291,700	259,300	235,700	
10	457,300	378,800	319,300	292,500	260,300	237,800	
11	460,100	380,900	321,000	293,500	261,200	239,900	
12	462,600	383,500	322,900	294,500	262,200	241,800	
13	465,300	385,600	324,400	295,500	263,100	243,300	
14	468,000	387,800	326,600	296,400	263,900	245,200	
15	470,500	390,100	328,700	297,400	264,600	247,100	
16	473,000	392,300	330,800	298,300	265,300	248,800	
17	475,700	394,200	332,600	299,300	265,900	250,200	
18	478,300	396,400	334,100	300,400	266,400	251,000	
19	481,000	398,800	336,000	302,100	267,000	251,800	
20	483,600	401,300	337,900	303,600	267,600	252,600	
21	486,100	403,800	340,100	304,600	268,300	253,400	
22	488,000	406,300	341,800	305,800	269,000	254,200	
23	490,200	408,700	343,600	306,900	269,500	255,000	
24	492,700	411,100	345,500	308,100	270,000	255,800	
25	495,200	413,500	346,900	309,100	270,500	256,600	
26	497,600	415,700	348,700	310,100	271,100	257,400	
27	500,200	418,000	350,100	311,400	271,500	258,200	
28	502,800	420,200	352,300	312,400	272,100	259,000	
29	505,200	422,600	354,400	313,500	272,600	259,800	
30	507,800	424,800	356,500	314,500	273,200	260,600	
31	510,300	426,900	358,100	315,900	273,600	261,400	
32	512,700	429,000	359,800	316,600	274,000	262,200	
33	514,700	431,200	361,600	317,900	274,700	263,000	
34	517,200	433,200	363,100	319,300	275,200	263,800	
35	519,600	435,300	365,200	320,700	275,900	264,600	
36	522,100	437,100	366,900	322,200	276,600	265,400	
37	524,400	439,200	368,400	323,500	277,500	266,200	
38	526,600	440,900	370,400	324,900	278,500	267,000	
39	528,600	443,300	372,300	326,400	279,700	267,800	
40	530,400	445,200	374,400	327,400	280,400	268,600	
41	532,400	447,400	376,600	329,100	281,400	269,200	
42	534,300	449,500	378,600	330,700	283,100	270,200	
43	536,300	451,600	380,800	332,000	284,200	271,000	
44	538,000	453,300	382,800	333,500	285,100	271,600	
45	540,100	455,500	384,600	335,100	286,100	272,300	
46	541,900	457,600	386,700	336,600	287,600	273,200	
47	543,800	459,600	388,600	338,100	288,700	274,200	
48	545,600	461,500	390,600	339,600	290,100	275,300	
49	547,500	463,500	392,400	341,400	291,700	276,900	
50	549,200	465,600	394,300	343,200	293,300	277,400	
51	551,000	467,700	395,900	344,900	294,800	278,500	
52	552,600	469,800	397,900	346,800	296,300	279,600	
53	554,300	471,900	399,800	348,700	297,800	280,600	
54	555,900	474,000	401,200	350,400	299,400	281,600	
55	557,500	476,100	403,200	352,000	300,900	282,300	
56	559,100	477,700	404,700	353,800	302,300	282,700	
57	560,700	479,700	406,500	355,300	303,700	283,900	
58	562,300	481,800	408,500	356,900	304,800	284,500	
59	564,000	483,800	410,300	358,500	305,900	284,900	
60	565,500	485,800	411,900	359,900	307,300	286,000	
61	567,000	487,700	413,600	360,900	308,100	287,100	
62	568,700	489,500	415,600	362,300	309,500	287,200	
63	570,300	491,400	417,700	363,400	310,800	288,000	
64	572,000	493,200	419,700	364,800	312,100	288,600	
65	573,700	495,100	421,700	365,600	313,300	289,600	
66		496,800	423,600	367,200	314,400	290,200	
67		498,500	425,500	368,600	315,600	290,600	
68		500,200	427,000	369,700	316,500	290,700	
69		501,800	428,900	371,200	317,300	291,100	
70		503,400	430,700	372,800	318,100	291,400	
71		504,900	432,500	374,300	319,000	291,800	
72		506,400	434,300	375,700	319,900	292,400	
73		507,600	435,900	377,200	320,700	292,700	
74		509,000	437,600	378,700	321,400	293,000	
75		510,400	439,300	379,900	322,000	293,300	
76		511,700	440,800	381,200	322,400	293,600	
77		513,100	442,400	382,800	322,700	293,900	
78		514,300	443,800	384,300	323,100	294,200	
79		515,400	445,200	385,600	323,500	294,500	
80		516,600	446,500	387,100	323,900	294,800	
81		517,600	447,700	388,500			
82		518,700	449,000	389,700			
83		519,700	450,100	390,900			
84		520,700	451,200	391,700			
85		521,700	452,200	392,700			
86		522,700	453,300	393,600			
87		523,500	454,400	394,600			
88		524,400	455,400	395,400			
89		525,100	456,300	396,100			
90		525,800	457,200	396,700			
91		526,100	458,000	397,200			
92		526,400	459,000	397,700			
93		526,700	459,800	398,100			
94		527,000	460,600	398,400			
95		527,200	461,300	398,700			
96			462,000				
97			462,600				
98			462,900				
99			463,200				
100			463,500				
101			463,800				
102			464,100				
103			464,400				
104			464,700				
105			465,000				
106			465,300				
107			465,700				
108			466,000				
109			466,200				
再雇用職員	364,300	294,600	258,000	240,100	202,700		

備考：総括調整役

579,300 円とする。

別表第二 専門職月額表(第5条関係)

(単位:円)

等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級
1	499,300	445,300	372,600
2	504,900	449,900	374,300
3	510,300	454,300	375,800
4	515,800	458,700	377,300
5	521,200	462,700	378,300
6	526,500	466,200	379,600
7	531,800	470,100	381,200
8	536,200	474,000	382,500
9	539,400	477,400	384,200
10	542,000	481,700	385,700
11	544,900	485,800	387,000
12	547,200	489,800	388,400
13	549,400	493,600	390,200
14	551,400	496,600	391,900
15	553,100	499,900	393,600
16	554,900	503,200	395,500
17	556,500	506,200	397,000
18	558,000	509,200	398,600
19	559,600	511,700	400,200
20	560,900	514,100	401,600
21	562,200	516,300	403,100
22	563,500	518,300	404,300
23	564,700	520,100	405,800
24	566,000	521,700	407,700
25	567,300	523,300	408,900
26	568,600	524,700	410,900
27	569,900	526,300	412,600
28	571,200	527,800	414,400
29	572,400	529,200	416,300
30	573,700	530,800	418,100
31		532,300	419,900
32		533,700	421,500
33		535,200	422,900
34		536,700	424,400
35		538,200	425,800
36		539,700	427,100
37		541,200	428,400
38		542,700	430,000
39		544,300	431,500
40		545,700	432,800
41		547,300	434,300
42		548,800	435,600
43		550,200	436,900
44		551,700	438,200
45		553,300	439,600
46		554,700	440,800
47		556,300	442,100
48		557,800	443,200
49		559,300	444,500
50		560,800	445,600
51		562,300	446,600
52		563,800	447,600
53		565,400	448,700
54		566,800	449,700
55		568,400	450,600
56		569,900	451,500
57		571,400	452,300
58		572,900	453,200
59		574,500	453,800
60		575,700	454,500
61		577,300	455,100
62		578,600	455,700
63		580,100	456,100
64		581,500	456,600
65		583,100	457,000
66			457,400
67			457,700
68			457,900
69			458,200
70			458,500
71			458,800
72			459,100
73			459,400
74			459,700
75			459,900
76			460,200
77			460,500

別表第三 期末手当支給割合（第20条及び第21条関係）

区 分	支 給 率		
	特定幹部職員	特定幹部職員以外 の職員	再雇用職員
6月30日に支給する期末手当	100分の106.25	100分の126.25	100分の71.25
12月10日に支給する期末手当	100分の106.25	100分の126.25	100分の71.25

別表第四 期末手当支給期間割合（第20条及び第21条関係）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

附 則

- 1 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（職務の等級が 2 等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本俸月額 当該特定職員の本俸月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（以下この項において「本俸月額減額基礎額」という。）
 - 二 スタッフ職職務手当 当該特定職員のスタッフ職調整手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 三 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 四 一般職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 20 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（第 20 条第 2 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される一般職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される一般期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 五 スタッフ職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 21 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額）に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
 - 六 一般職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 22 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（第 22 条第 2 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条第 2 項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（同条第 3 項において準用する第 20 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条第 3 項に規定す

る割合を乗じて得た額)

- 七 スタッフ職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の合計額(第23条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する割合を乗じて得た額にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第3項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(同条第3項において準用する第21条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第3項に規定する割合を乗じて得た額)
- 八 第25条第1項から第5項まで規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第25条第1項 前各号に定める額
- ロ 第25条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第7号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第25条第4項 第1号及び第3号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第23条第5項 第1号及び第3号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 2 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第30条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 第24条2号の規定にかかわらず、就業規則第36条第3項及び第4項に定める職員の負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、当該療養のための病气休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病气休暇に係る日につき、本俸の半額を減ずる。なお、本俸を算定基礎とする特別都市手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当については、半減後の本俸を基礎とする。

附 則 (平成15年10月1日 独信基(101)平成15年第35号)

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金設立の際、農林漁業信用基金(以下「旧法人」という。)の職員であった者で、引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者の第7条第1項及び第18条第3項の在職期間の算定については、旧法人の職員であった期間を独立行政法人農林漁業信用基金の在職した期間とみなす。

- 3 平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、この規程の給与の額について改正された場合は、平成 15 年 9 月 30 日以前に旧法人に在職していた職員の給与の額についても旧法人の職員給与規程の従前の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額と同日以前に支払われた給与の額との差額を調整するものとする。
- 4 第 2 項に規定する職員のうち、平成 11 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員のうち、基準日において 55 歳（以下「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において 58 歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。
- 5 基準日前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において 49 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして、改正後の規程第 6 条第 4 項の本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、次の各号に掲げる基準日における年齢の区分に応じて、当該各号に掲げる回数に限り昇給をさせることができる。
- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 基準日において 53 歳を超えている者 | 3 回 |
| (2) 基準日において 50 歳を超え、53 歳を超えていない者 | 2 回 |
| (3) 基準日において 49 歳を超え、50 歳を超えていない者 | 1 回 |

基準日以降に新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

附 則（平成 15 年 12 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 217 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。
（職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え等）
- 2 この規程の施行日の前日において本俸月額表に定める職務の級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の施行日における本俸月額（本俸月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、理事長が別に定める。
（職員が受けていた本俸月額の基礎）
- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた本俸月額は、改正前の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。
（平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 4 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額の算定は、平成 15 年 4 月 1 日（その後、新たに職員となった者については、その職員となった日又はその属する月）において、職員が受けるべき改正前の基準内給与（本俸、扶養手当及び職務手当）の月額から、改正後におけるこれらの給与の月額を減じて得た額に、同年 10 月からこの規程の施行日の属する月の前日までの月数に乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則（平成 16 年 12 月 6 日 独信基(101)平成 16 年第 552 号）
この規程は、平成 16 年 12 月 6 日から適用する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日 独信基(602)平成 17 年第 264 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程第 18 条第 3 項から第 8 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
(1) 平成 17 年 4 月 1 日（同年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 独信基(602)平成 17 年第 360 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
（号俸の切替え）
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 5 条別表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、国家公務員の例に準じて、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて理事長が別に定めるところによる。
なお、職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸についても国家公務員の例に準じて理事長が別に定めるところによる。
（本俸の切替えに伴う経過措置）
- 3 切替日の前日から引き続き第 5 条別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額（平成 24 年 4 月 1 日において職員である者にあつては、当該本俸月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこ

れを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

- 4 前項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第1項、第19条、第20条第2項、同条第3項、第21条第2項、同条第3項、第22条第2項、同条第3項、第23条第2項及び第3項中「本俸の月額」とあるのは、「本俸月額と平成18年改正規程附則第3項の規定による本俸の額との合計額」とする。

附 則 (平成18年5月31日 独信基(602)平成18年第59号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日 独信基(602)平成18年第337号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(本俸月額表の適用除外)
- 2 施行日の前日から引き続き第5条第1項別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が改正後の規程第5条第1項別表においてその者の属する職務の等級における最高の号俸を超えることとなる職員には、改正後の規程第5条第1項別表にかかわらず施行日の前日において受けていた職務の等級及び号俸に基づく額を本俸として支給する。
(職務手当の定額化に関する特例措置)
- 3 施行日の前日から引き続き在職する調査役の第11条第2項第3号の職務手当の月額は92,700円とする。
(職務の切替えに伴う経過措置)
- 4 改正後の規程第11条第2項及び前項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を職務手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 5 改正後の規程第11条第2項及び附則第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第11条の規定にかかわらず第11条の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を控除した額とする。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 6 施行日の前日から引き続き第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項の適用を受ける総括調整役にあっては、改正後の規程第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項中、「100 分の 23」とあるのは「100 分の 16」と読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成 19 年 12 月 17 日 独信基(602)平成 19 年第 249 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
(職務手当の変更に関する特例措置)
- 2 平成 19 年 12 月 31 日以前に農業第一部次長、農業第二部次長、農業経営改善融資室長及び林業部審議役として在職し、平成 20 年 1 月 1 日に考査役として在職する職員の第 11 条第 1 項第 3 号の職務手当の月額は 100,000 円とする。
- 3 平成 19 年 3 月 31 日以前から引き続き在職する調査役の第 11 条第 1 項第 5 号の職務手当の月額は 90,000 円とする。
(職務の切替えに伴う経過措置)
- 4 改正後の規程第 11 条第 1 項並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額 (以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を職務手当として支給する。
 - (1) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 5 改正後の規程第 11 条第 1 項並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず第 11 条第 1 項の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を控除した額とする。
 - (1) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日 独信基(602)平成 19 年第 363 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 9 日 独信基(602)平成 20 年第 202 号）
この規程は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 独信基 602 平成 20 年度第 10089 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日 独信基 602 平成 21 年度第 14 号）
この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 15 日 独信基 602 平成 21 年度第 50 号）
この規程は、平成 21 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日 独信基 602 平成 21 年度第 119 号）
（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成 21 年 12 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに平成 21 年 12 月 1 日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 21 年 12 月 1 日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあつては、平成 21 年 4 月 1 日（平成 21 年 4 月 2 日から平成 21 年 11 月 30 日までの間に国等から引き続き職員となった者にあつては採用された日）において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員（国等から引き続き職員となった者を除く。）にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（別表）

俸給表	等級	号俸
一般職月額表	6 等級	1 号俸から 37 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 18 号俸まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された（国等から

引き続き職員となった者にあつては同日に採用されていたとすれば支給された) 期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じた額

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日 独信基 602 平成 21 年度第 192 号)
この規程は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 11 月 30 日 独信基 602 平成 22 年度第 71 号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 22 年 12 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに平成 22 年 12 月 1 日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 22 年 12 月 1 日において減額改定対象職員 (適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。) にあつては、平成 22 年 4 月 1 日 (平成 21 年 4 月 2 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に国等から引き続き職員となった者にあつては採用された日) において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数 (同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員 (国等から引き続き職員となった者を除く。)) にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数) を乗じて得た額
(別表)

本俸月額表	等級	号俸
一般職月額表	6 等級	全号俸
	5 等級	全号俸
	4 等級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 36 号俸まで
スタッフ職月額表	3 等級	1 号俸から 5 号俸

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された (国等から引き続き職員となった者にあつては同日に採用されていたとすれば支給された) 期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じた額

附 則 (平成 23 年 3 月 22 日 独信基 602 平成 22 年度第 102 号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成23年4月1日(以下、この条において「調整日」という。)において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日(以下、この条において「基準日」という。)において第7条第1項から第5項までの規定により昇給した職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成23年9月30日 独信基602平成23年度第75号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日 独信基602平成23年度第156号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年6月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項並びに第25条第2項から第5項までの規定並びに平成24年4月1日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から翌年3月31日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。同月2日から翌年3月31日までの間に減額改定対象職員(適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。)となった者にあつては、減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けた本俸、扶養手当、一般職職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額(独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から翌年3月までの月数(同年4月1日から翌年3月31日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

(別表)

本俸月額表	等級	号俸
一般職月額表	6等級	1号俸から80号俸まで
	5等級	1号俸から56号俸まで
	4等級	1号俸から62号俸まで
	3等級	1号俸から48号俸まで
	2等級	1号俸から35号俸まで
スタッフ職月額表	3等級	1号俸から19号俸まで
	2等級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下、この項において「基準日」という。)において第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日(以下、この項において「基準日」という。)における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において理事長が別に定

める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日（以下、この項において「基準日」という。）における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第 7 条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の特例）

- 6 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第 5 条別表の適用を受ける職員に対する本俸月額（平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本俸を含む。）の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（別表）

本俸月額表	等級等	割合
一般職月額表	総括調整役・1・2 等級	100 分の 9.77
	3・4 等級	100 分の 7.77
	5・6 等級・再雇用	100 分の 4.77
スタッフ職月額表	1・2 等級	100 分の 9.77
	3 等級	100 分の 7.77

- 7 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職職務手当 当該職員の一般職職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) スタッフ職職務手当 当該職員の本俸月額に対するスタッフ職職務手当の本俸月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の一般職職務手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 一般職期末手当 当該職員が受けるべき一般職期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (5) スタッフ職期末手当 当該職員が受けるべきスタッフ職期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (6) 一般職勤勉手当 当該職員が受けるべき一般職勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (7) スタッフ職勤勉手当 当該職員が受けるべきスタッフ職勤勉手当の額に、100 分の 9.77

を乗じて得た額

(8) 第 25 条第 1 項から第 5 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 第 25 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 25 条第 2 項又は第 3 項 前項及び第 3 号から第 5 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 25 条第 4 項 前項及び第 3 号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 25 条第 5 項 前項及び第 3 号から第 7 号までに定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与の全部又は一部

8 特例期間においては、第 18 条、第 26 条、第 28 条及び第 30 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

9 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項の規定の適用を受ける職員に対する第 6 項、第 7 項第 2 号から第 8 号まで並びに第 8 項の規定の適用については、第 6 項中「本俸月額に、」とあるのは「本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第 7 項第 2 号中「スタッフ職職務手当の本俸月額」とあるのは「スタッフ職職務手当の本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸月額に対する特別都市手当の月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「一般職期末手当の額」とあるのは「一般職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「スタッフ職期末手当の額」とあるのは「スタッフ職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号中「一般職勤勉手当の額」とあるのは「一般職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 6 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 7 号中「スタッフ職勤勉手当の額」とあるのは「スタッフ職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第 1 項第 7 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 8 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 9 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項及び第 3 号から第 5 号まで」とあるのは「第 9 項の規定により読み替えられた前項及び第 3 号から第 5 号まで」と、同号ハ中「前項及び第 3 号」とあるのは「第 9 項の規定により読み替えられた前項及び第 3 号」と、同号ニ中「前項及び第 3 号から第 5 号まで」とあるのは「第 9 項の規定により読み替えられた前項及び第 3 号

から第7号まで」と、第8項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第2項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

附 則（平成25年4月1日 独信基602平成24年度第103号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月1日 独信基602平成25年度第79号）
この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 独信基602平成25年度第104号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
なお、第14条の規定の適用は、平成25年4月1日とする。

附 則（平成26年12月1日 独信基602平成26年度第64号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
なお、第5条に規定する本俸月額表及び第17条の規定の適用は、平成26年4月1日とする。
（給与の内払）
- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年4月1日 独信基602平成26年度第100号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（本俸月額の改定に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本俸月額表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日に受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。
- 3 施行日以降に新たに本俸月額表の適用を受けることとなった職員（国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者に限る）について、前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本俸を支給する。
- 4 前2項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第1項、第14条第2項、第19条、第20条第2項、同条第3項、第21条第2項、同条第3項、第22条第2項、同条第3項、第23条第2項、同条第3項、第24条第2号、第25条第2項から第5項、第26条第2号、附則第1項から第3項中「本俸」とあるのは、「本俸と平成27年改正規程附則第2項の規定による本俸との合計額」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 25 日 独信基 602 平成 27 年度第 100 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表及び第 14 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日 独信基 602 平成 28 年度第 5 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 14 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 11 月 21 日 独信基 602 平成 28 年度第 66 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日 独信基 602 平成 28 年度第 107 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 32 年 3 月 31 までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の扶養手当の月額は、この規程による改正後の第 10 条第 3 項の規定にかかわらず次の別表によるものとし、職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円とする。

別表（各年度における扶養手当の手当額）

--	--	--	--	--

第10条第2項	扶養親族		年度		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号	配偶者	1等級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
		1等級職員等以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	子		8,000円	10,000円	10,000円
第3号	父母等	1等級職員等	6,500円	6,500円	6,500円
第4号 第5号 第6号		1等級職員等以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の第11条第1項第2号の次に次の2号を加えて適用する。

(3) 子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の第11条第2項ただし書の既定は、同条第1項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の第11条第3項第5号の次に次の1号を加えて適用することとし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、同項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(6) 扶養手当を受けている職員について、第1項第3号又は第4号に掲げる事実が生じた場合

附 則（平成29年12月8日 独信基602平成29年度第106号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日 独信基602平成29年度第112号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、この規程による改正後の第5条に規定する本俸月額表は、平成29年4月1日から適用し、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整)

3 平成 30 年 4 月 1 日（以下、この項において「調整日」という。）において 37 歳に満たない職員のうち、平成 27 年 1 月 1 日（以下、この項において「基準日」という。）において第 7 条第 1 項から第 5 項までの規定により昇給した職員及び基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日 独信基 602 平成 30 年度第 71 号）

(施行期日等)

1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 3 日 独信基 602 平成 30 年度第 112 号）

(施行期日等)

1 この規程は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日 独信基 602 平成 30 年度第 179 号）

(施行期日)

1 この規程の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 27 日 独信基 602 令和元年度第 206 号）

(施行期日)

1 この規程の変更は、令和元年 11 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条第 1 項の一般職月額表は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第 15 条の規定は、令和 2 年 4 月分以後の住居手当について適用し、同年 3 月分以前の住居手当については、なお従前の例による。

3 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日 独信基 601 令和 2 年度第 85 号）

(施行期日)

1 この規程の変更は、令和 2 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和4年4月6日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項、第3項及び第6項、第21条第2項、第3項及び第6項、第24条第2号並びに第25条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 特定幹部職員 107.5分の15
 - (2) 特定幹部職員以外の職員 127.5分の15
 - (3) 再雇用職員 72.5分の10

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和4年11月22日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項の本俸月額表は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程の変更は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和5年11月28日から施行する。
ただし、変更後の第5条第1項の本俸月額表(再雇用職員を除く。)は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規程による変更後の第5条第4項及び同条第5項の規定については、令和6年1月1日から適用する。
- 3 この規程による変更後の第14条第2項の規定については、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年4月1日から同年12月31日までの間における再雇用職員の本俸月額表における特例措置)

- 4 令和5年4月1日から同年12月31日までの間における再雇用職員の本俸の月額、この規程による変更前の別表第一の備考に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日から適用する。

職員の区分	本俸の月額
再雇用職員（短時間勤務）	114,100
再雇用職員（常勤）	228,100

(経過措置)

- 5 第20条第1項に規定する基準日が令和5年12月1日である場合における同条第2項に規定する期末手当支給割合は、同項の規定にかかわらず、次表に定める割合とする。

区分	支給率		
	特定幹部職員	特定幹部職員以外の職員	再雇用職員
12月10日に支給する期末手当	100分の105	100分の125	100分の70

- 6 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和7年1月6日から施行する。ただし、変更後の第5条第1項に規定する本俸月額表は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第20条第1項に規定する基準日が令和6年12月1日である場合における同条第2項に規定する期末手当支給割合は、同項の規定にかかわらず、次表に定める割合とする。

区分	支給率		
	特定幹部職員	特定幹部職員以外の職員	再雇用職員
12月10日に支給する期末手当	100分の107.5	100分の127.5	100分の71.25

- 3 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の扶養手当の月額、改定後の規程第10条第3項の規定にかかわらず、次の別表によるものとする。

別表 (令和7年度における扶養手当の手当額)

第10条第3項	扶養親族		月額
第1号	配偶者	1等級職員等	0円
		1等級職員等以外の職員	3,000円
第2号	子		11,500円
第3号	父母等	1等級職員等	3,500円
第4号		1等級職員等以外の職員	6,500円
第5号			
第6号			

(経過措置)

- 改正後の第11条第3項第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日から適用し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規程の変更は、令和7年12月4日から施行する。ただし、変更後の第5条第1項に規定する本俸月額表は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 第20条第1項に規定する基準日が令和7年12月1日である場合における同条第2項に規定する期末手当支給割合は、同項の規定にかかわらず、次表に定める割合とする。

区分	支給率		
	特定幹部職員	特定幹部職員以外の職員	再雇用職員
12月10日に支給する期末手当	100分の107.5	100分の127.5	100分の72.5

- この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- この規則の変更は、令和8年4月1日から実施する。
- 独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の「理事長が別に定める事項」について(平成

16年12月6日独信基(101)平成16年第554号)は、廃止する。

(職務手当の変更に関する特例措置)

- 3 令和8年3月31日以前から引き続き在職する課長補佐及び室長補佐にある職員(理事長が特に認めた職員に限る。)の第12条第1項第7号の職務手当の月額は、33,300円とする。
- 4 令和8年3月31日以前から引き続き在職する課長補佐及び室長補佐にある職員(理事長が別に定める要件を満たしている職員に限る。)の第12条第1項第8号の職務手当の月額は、28,500円とする。

扶 養 親 族 届

年 月 日 届出

理事長 前		所属					職名	
		氏名					住所	
職員給与規程第9条及び第10条の規定に基づき、次のとおり届出します。							上記のとおり認定する。	
(訂正者 減額付)							年 月 日	
扶養親族の氏名	住所	生年月日	関係・別居の届	年訂額 (額定)	異動年月日	届出の事由	理事長	
							年 月 日 受理	
							年 月 [から・まで] 支給	
							子のうち、1人の額は	
							年 月 から [増額・減額] 改定	

記入上の注意

1. 年訂額には、勤務所得のほか、資産所得、事業所得等の所得が課税される場合は、これらの種類ごとにその金額を記入すること。
2. 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者が課税開始又は扶養親族たる要件を欠くに至った者が課税開始、それぞれ的事実の生じた日を記入すること。
3. 届出の事由欄には、扶養手当の支給を受ける事実がなくなった事由(たとえば、満22歳以上、結婚、死亡等)をそれぞれ記入すること。
4. 配偶者や親族等の年功が130万円を超えるとは扶養親族に該当しないため、所得のある場合は証明書を添付すること。
5. 記入後は、電子メールに添付して届出すること。

住 居 届

年 月 日提出

理事長 殿	所 属			届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> その他 <small>(契約の更新を含む。)</small> 上記事実の発生年月日 年 月 日
	職 名			
	氏 名			
住居の実情を届出します。 (契約書等証明書類 通添付) ※				
職員給与規程第15条第1項	契約開始年月日	年 月 日	住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	(続柄)	住 所	
	住宅の貸主	(続柄)	住 所	
	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名)	共同名義人が	<input type="checkbox"/> いる { [氏名 (続柄)] [氏名 (続柄)] <input type="checkbox"/> いない
	家賃等	月額 円 (年 月 日から	上記家賃等には { <input type="checkbox"/> 電気、ガス代又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(贈付き下宿代)	
上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、住居手当の月額は、職員給与規程第15条第2項に掲げる額 _____ 円とする。 年 月 日 理事長				

記入上の注意

1. 借り主との契約書の写しを添付すること。(契約の更新がある場合は、更新毎に提出すること。)
2. 住民票を添付すること。
3. 家賃支払いの証拠書類を添付すること。
4. 記入後は、電子メールに添付して提出すること。